以下の署名をお願いします。未成年も可。署名目標数は100万人で，一次集約と提出は今春の予定です。署名は取りまとめ団体経由で，あるいは直接，呼びかけ団体の「子どもに無煙環境を」推進協議会までお送りください。
（ファクスでの送信も可，〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702，Tel,Fax06-6765-5020）

政党代表者　　様
内閣総理大臣　様
厚生労働大臣　様

「非喫煙者と未成年の健康をたばこから守る法律」の制定を！

【趣旨】

たばこは，能動喫煙者及び受動喫煙者に，がん，心血管疾患，呼吸器疾患など，多くの病気をもたらしていることは，国際的に確認された医学的事実です。子どもや未成年，妊婦を含め，非喫煙者の健康をたばこから守る法律が，わが国にはありません。たばこには依存性があることから，近年増えている子ども・未成年の喫煙を防止し，かつ子ども・未成年を含む非喫煙者の健康をたばこの害から守るために，法制定による抜本的対策をお願いいたします。

【内容】

子どもや未成年，妊婦を含め，非喫煙者の健康をたばこの害から守るために，禁煙と分煙の社会的ルール，及び未成年者がたばこを入手できない規定を法律で定めるために，以下のような内容の「非喫煙者及び未成年の健康をたばこから守る法律」を早急に制定してください。

【非喫煙者及び未成年の健康をたばこから守る法律（概要案）】

第一条（目的）　この法律は，非喫煙者の健康をたばこから守り，また未成年者がたばこを吸い始めないための社会環境を整備し，もって国民の健康の増進に寄与することを目的とする。
第二条　国及び地方公共団体は，非喫煙者及び未成年者の健康をたばこから守るために，施策を講じなければならない。
第三条　公共的施設，公共交通，教育施設，スポーツ施設，政令で定める規模以上の飲食店の管理者，事業所の事業者，及び路上の管理者は，非喫煙者がたばこの煙を吸わされないよう，建物，敷地内及び路上を整備し，その旨表示し，遵守させるようにしなければならない。
２ 必要により喫煙指定場所を設ける場合は，たばこの煙を非喫煙者が吸わされないよう設備し，喫煙指定場所の表示をしなければならない。
第四条　何びとも，不特定多数が利用する公共の施設，複数の勤務者のいる事業所内では，喫煙指定場所以外で，また路上では禁煙地域で，喫煙してはならない。
第五条　未成年者が購入することが可能な場所には，未成年者の購入が可能なたばこ自動販売機を設置してはならない。

署名者（未成年も可，全部埋まらなくても構いません。用紙不足の場合は，これをコピーいただくか，会まで請求ください。）

名前	住所	機関名(書かなくても構いません)	役職名(〃)

呼びかけ団体：特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会（http://www3.ocn.ne.jp/~muen/）